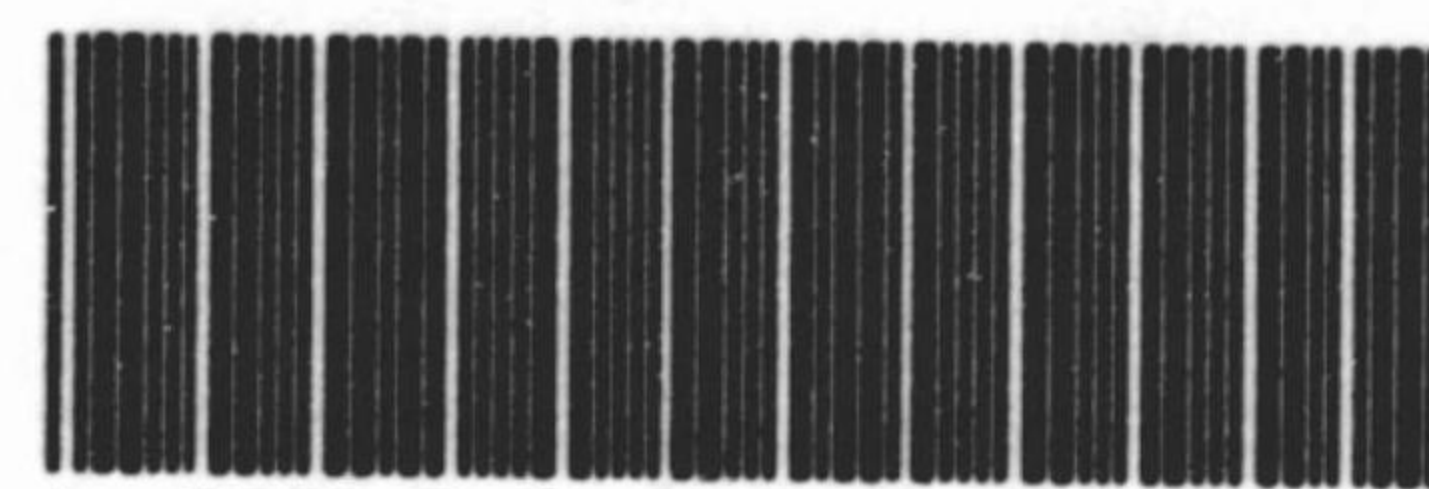


特222

406



* 0036045000 *

0036045-000

特222-406

改正賃金統制令解説

広島労務研究所

昭和15

AGF

特222

406

改正貸金統制令解説

は し が き

昭和十四年四月貨金統制令の發布、同年十月貨金臨時措置令の制定と矢繼早に貨金統制の問題が
國策として其の他の經濟統制の諸問題と比肩するに至つて既に一年有半の時日を閲した。

今次の貨金統制令の改正は右兩令を統合し且世界に未だ其の類例を見ざる貨金統制方式たる貨金
總額制限を盛り更に勞働力の維持培養、配置は勿論生産力擴充の問題迄取上げて高度國防國家建設
の一役を果せんとせらる。

吾々國民としては其の改正の趣旨に則り日常事務の上に法令の精神を生かすことに依り國家繁榮
の誠を致すべきであると思ふものである。

本書は此の意味に重點を置き編輯されたものであつて、條文の字句に亘る詳細なる説明は全然
け單に關係條文を對照配列し其の内容を簡潔に頭書し更に關係告示を配したに止まる。

然し事務取扱者として本書一冊あれば改正貨金統制令の諸願届には事欠かぬと云ふことを目標と
した。若し幾分なりとも参考になれば幸甚である。

昭和十五年十一月

水都廣島にて 編者識す



目次

賃金統制令	一
賃金統制令施行規則	一
厚生省告示(金銭以外ノ給與ノ評價額)	三八
厚生省告示(實物給與評價額)	一〇
厚生省告示(組合及團體ノ指定)	三三
國家總動員法抄録	三七
書類様式	六一
遵守義務事項一覽	六二
要許可認可事項一覽	六三
命令事項一覽	六三
其ノ他ノ事項一覽	六三
經過規定	六五
賃金統制令勅令施行ニ關スル件通牒	六七
扶養家族アル勞務者ニ對シ手當支給方ニ關スル件通牒	七〇
未經験勞働者(男子)初給賃金公定額一覽表	七二
女子未經験勞働者初給賃金公定額一覽表	七六
標準工業分類	七九

附錄 貨金臨時措置令……………九一
 貨金臨時措置令施行規則……………九五
 舊貨金統制令施行規則……………九九

貨金統制令

勅令第六百七十五號
 昭和十五年十月十六日

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ）第六條ノ規定ニ基ク貨金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ從事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ從事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他礦物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、撰別、包裝、修理又ハ解體ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、

根據法

適用事業
 指定勞働

貨金統制令施行規則

厚生省令第四十六號
 昭和十五年十月十九日

第一條 貨金統制令（以下令ト稱ス）第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ勞働ヲ指定ス

一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル勞働

二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働

三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル勞働

四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル勞働

五 機械又ハ器具ノ操作、檢查、修繕其ノ他之ニ類スル勞働

六 物ノ運搬又ハ配達ノ勞働

註

（昭和十三年勅令第三百十七號南洋羣島ニ於ケル國家總動員ニ關シテハ國家總動員法ニ依ル）

變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

適用除外
勞務者

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ勞務者タラザルモノトス

一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者

二 主トシテ家事ニ従事スル者

三 雇傭主ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者（以下雇傭主ト稱ス）ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ
定義

賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

◎厚生省告示第三百二十三號

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十五年十月十九日
厚生大臣 金光庸夫

一 白米 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

二 精麥 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

三 食事ノ給與 一日（三食）

男	二十五錢
女	二十錢
男	二十錢
女	十五錢

四 住宅ノ給與 一月（二疊ニ付） 三十錢
一日（一疊ニ付） 一十錢

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之

賃金規則
作成、周知
勞務者
負擔者

ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

作成期限
支拂義務

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ

十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スタ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

記載事項

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法

記載事項

- 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ給與條件
- 七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件
- 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
- 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ区分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ
作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スタ以テ足ル
同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼

令第五條ノ
例外規定

續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依ル賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

報告義務
具報告書

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

賃金規則ノ
變更命令

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

賃金支拂方
法ノ制限

拂ヲナスベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃

金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得
雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

最低賃金

之ニ含まレザルモノ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃

金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

最高初給賃金

右適用期間

未經験勞務者ノ義務者ノ意

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ
前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノ

- 一 早出、殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 三 賞與
- 四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間

ハ未經験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ鑛山

- 一 從事シツツアル勞動又ハ之ト同種ノ勞動ニ三月以上從事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞動ニ從事シタル經驗アル者

ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ

賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

最高賃金

日傭勞務者及大臣指定勞務者

令第十條第十一條ノ賃金ニ含まレザルモノ

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ
前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之

三 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成

施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者

四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上

學習シタル者

五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度

ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生

大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃

- 金ハ左ニ掲グルモノヲ含まザルモノトス
- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當

ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

最低賃金
最高初給
最高賃金
例外規定

- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 四 賞 與
- 五 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
 - 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ
 - 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ
- 雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長

最高初給
最高賃金
例外規定

官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添付スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規

定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
- 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ

三 其ノ他特別ノ事由アルトキ
雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第一項第一號及第三號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第五號、第一項第二號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第六號ニ依ルベシ

特殊高額賃金ノ制限

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

賃金總額ノ制限 期間

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ
第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)
第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)
第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定

除外勞務者

- 一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十條ノ認可アリタルモノ
 - 二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇傭スルモノ
 - 三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ
 - 四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ
- 前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

要認可雇傭主(三十人以上)

認可條件

ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ當該工場事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、

經驗年數等ニ因リ必要アルトキ

二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ

三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ

四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スルモノトス

雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

除外指定勞務者

--	--	--	--	--

總額賃金
ニ含マレザルモノ

平均時間
割賃金

年 齡

就業時間

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ

二 日日雇入ルルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

二 賞 與

三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

單位生産量ニ對スル賃金額ノ認可
認可手續

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程

請負單價請負歩合賃金算定方法ノ認可

初給賃金昇給規程ノ認可
認可手續

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消スコトヲ得

- 一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ
- 二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

認可取消權限

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

註 (令第四十四條參照ノコト)

手當實物給與賞與臨時給與ノ制限
不就業手當

實物給與

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添付スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル

◎厚生省告示第三百二十四號

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ白米、精麥及食事ノ價格左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十五年十月二十一日

厚生大臣 金光庸夫

一 白米

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

二 精麥

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

三 食事

一日(三食)

男二十五錢
女二十錢
男八十錢
女六十錢

賞 與

雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズ

臨時給與

ベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第二十條

厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラレル虞アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ

物品販賣ノ制限

手續ノ許可並

關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

協定賃金

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當竝ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

◎厚生省告示第八號

賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ左ノ組合及團體ヲ指定ス

昭和十五年一月二十三日

厚生大臣 吉田 茂

- 一 農會
- 二 農事實行組合
- 三 道府縣山林會
- 四 漁業組合
- 五 漁業組合聯合會
- 六 水產組合
- 七 水產組合聯合會
- 八 水產會
- 九 養蠶業組合

- 十 養蠶業組合聯合會
 - 十一 養蠶實行組合
 - 十二 蠶種業組合
 - 十三 製糸業組合
 - 十四 産業組合製糸組合
 - 十五 畜産組合
 - 十六 商業組合
 - 十七 商業組合聯合會
 - 十八 工業組合
 - 十九 工業組合聯合會
 - 二十 工業小組合
 - 二十一 重要物産同業組合
 - 二十二 重要物産同業組合聯合會
 - 二十三 酒造組合
 - 二十四 酒造組合聯合會
 - 二十五 地方長官ノ指定スル組合又ハ團體
- 参照(令第三十九條)

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

- 一 最低賃金
- 二 最高初給賃金
- 三 最高賃金
- 四 定額賃金制ニ於ケル定額給
- 五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給
- 六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
- 七 手當
- 八 實物給與
- 九 昇給規程
- 十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

記載事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シ

協定賃金ノ特典

手 續

例外規定

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
 - 二 協定ノ内容
 - 三 協定ノ行ハルル區域
 - 四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得
- 雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

タル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

- 賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ

協定賃金ノ廢止又ハ内容變更

協定加入者以外ニ對スル協定適用命令

認可手續

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
 - 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
 - 三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域
 - 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由
 - 五 其ノ他參考トナルベキ事項
- 第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ

組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定テ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラ

協定賃金
取消命令

協定督促

若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ）タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

レタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定テ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

勞務供給業
關係ノ賃金
制限

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

義務負擔者
賃金臺帳
備付義務

臺帳ノ種
類

異様式

記入期限

第三十五條 令第三十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日々雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官

ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ牴觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

賃金月報
賃金期報

臺帳保存

許可認可
ノ成立

期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關ス

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫（砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ）ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣（内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域）ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トア

地方長官ノ管轄

書類經由官廳

代理人ノ届出

ル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦

ルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣

ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附則

同ジ

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫（砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム）ニ付テハ鑛山監督局長トス

附則

<p>第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル</p> <p>第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經驗労働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス</p> <p>第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス</p>	<p>施行 期日</p> <p>賃金規則 作成期限</p> <p>未經驗労働者初給賃金例外</p> <p>日傭勞務者ノ公定賃金ノ例</p> <p>指定組合又ハ團體</p>	<p>第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス</p> <p>第四十八條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス</p> <p>第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス</p> <p>第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現</p>
---	---	---

<p>ノ指定ト看做ス</p> <p>第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス</p> <p>第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニシテ勞務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス</p> <p>第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十</p>	<p>要許可不可 就業手當 支給承認</p> <p>協定賃金</p> <p>日傭勞務者ノ公定賃金</p> <p>要許可可支 物給與支 給承認</p> <p>賃金臨時措置令施行期間延長</p> <p>要許可販 賣品ノ容認</p>	<p>ニ支給シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ</p> <p>第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ</p> <p>第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シアル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受</p>
--	---	---

四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ
勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均
時間割賃金定マリタルトキハ其ノ
効力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定
ヲ爲スコトヲ妨グズ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一
條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ
賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキ
ハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ
規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一
條乃至第十四條、第十九條、第二
十三條、第二十五條第一項及第二
十七條第一項ノ規定ハ其ノ効力ヲ
失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ
賃金臨時措置令第一條乃至第十四
條、第十九條、第二十三條、第二
十五條、第一項及第二十七條第一

賃金台帳
作成期限
延長

舊賃金台
帳保存

舊賃金月
報

賃金臨時
措置令施
行規則ノ
施行期間
延長

クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事
務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者
ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ
令施行ノ日ヨリ九十トス

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ
規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規
定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入
ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十五條 従前ノ賃金統制令施行規則第八條及
第九條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ
効力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金
臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲
ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至
第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ船員
ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ効力ヲ
有スルモノトス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條
ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付

項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割
賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ
第十一條ノ最高賃金定マリタル時
又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル
時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則
ノ適用ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員
ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺
灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭
和十六年六月三十日迄其ノ効力ヲ
有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲
ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日
後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條
ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シテ
ハ同條中賃金委員會ニ關スル規定
ハ之ヲ適用セズ

〔參照〕
昭和十三年四月一日公布法律

舊賃金台
帳

(規則第二
十六條乃至
第二十九條
參照)

措置令適
用除外規
定

テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其
ノ効力ヲ失フ
前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規
則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條
ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタ
ル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付
テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ
規定ハ前條ノ期間仍其ノ効力ヲ有スルモノトス
但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ滿タザル雇傭
主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタ
ルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規
定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ
雇傭主ニ付テハ其ノ効力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シ
タル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト
雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金
ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル

第五十五號國家總動員法抄録

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 (略)
- 二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當ス

總額賃金
適用勞務者

令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

様式第二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 罫三・七種一横六・四種トス)

賃金規則記載省略許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱		所在地	省略ノ理由	常時雇 傭スル 労働者 數			關係 労働者 數			
	男	女			計	男	女		計		
作業又ハ製品ノ種類	請負單價、請負時間又ハ請負歩合	省	略	理	由	男	女	計	男	女	計
其ノ他参考ト爲ルベキ事項											

昭和 年 月 日

住所

(雇主) 氏

名

記載注意 (一) 請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニシテ本様式ニ記入スルコト困難ナルモノハ別紙ニ記載シ添附ノ上本欄ニ別紙添附ノ旨記入スルコト

様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 罫三・七種一横六・四種トス)

精神身體障礙ニ因ル最低賃金除外報告書

事業ノ種類	労働者ノ氏名	男女別	年齢	最低賃金額	支給賃金額	最低賃金ヲ下リタル理由	常時雇 傭スル 労働者 數		
							男	女	計
其ノ他参考ト爲ルベキ事項									

昭和 年 月 日

住所

(雇主) 氏

名

(地方長官) 殿

様式第八號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 罫三・七程一横六・四程トス)

單位生産量ニ對スル賃金額認可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	單位生産量ニ對スル賃金額	適用ヲ受クル勞務者數	一月生産量見込	一月賃金支拂見込額	備考	最近三月間ノ実績				
								月	月	月		
生産品ノ種類	單位生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	總賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	總賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	總賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	
												計
常時雇スル勞務者數	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女

(地方長官) 殿 住所 (雇主) 氏 名

昭和 年 月 日

様式第九號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 罫三・七程一横六・四程トス)

請負單價 (請負歩合) 認可申請書

事業ノ種類	請負單價 (請負歩合)	算定方法	算定ノ基礎	適用ヲ受クル勞務者數	備考	從業場所ノ名稱		
						所在地	計	男
認可後一月間ニ於ケル賃金支拂總額ノ見込額	認可後一月間ニ於ケル賃金ノ見込額	時間平均賃金ノ見込額	備考	備考	備考	備考	備考	備考

(地方長官) 殿 住所 (雇主) 氏 名

昭和 年 月 日

記載注意 (一) 算定方法ハ請負單價 (請負歩合) ヲ用ヒ實際ニ賃金ノ算定ヲ爲スベキ算式又ハ方法ヲ記載スルコト (二) 算定ノ基礎ハ請負單價 (請負歩合) 及算定方法ヲ決定シタル根據ヲ記載スルコト

備考 [様式第十六號]

- (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
- (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
- (3) 賃労働時間數、早出残業、深夜就業時間數及該當ナキ事項ニ關スル欄ハ何レモ削除スルコトヲ得ルコト

記載注意

- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
- (2) 前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
- (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
- (4) 就業時間數欄ニハ休憩時間ヲ含ム總就業時間數ヲ記入スルコト
- (5) 時給、日給又ハ月給欄及請負利益金又ハ加給金額ハ之ヲ一欄トシ其ノ合計ノ額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (6) 早出残業歩増欄、深夜業歩増欄及休日就業歩増欄ニハ早出残業、深夜就業又ハ休日就業ニ對スル時間割賃金ヲ除キタル割増額ヲ記入スルコト
- (7) 手當欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、役付手當、年功加給、作業手當等手當ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内課欄ヲ設ケ控除金内課ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減シタル額ヲ記入スルコト
- (10) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

様式第十六號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦25.7釐一横36.4釐トス)

賃金臺帳 (個人票)

時給、日給 又ハ月給	男	生年月日	雇入年月日	職 種	前歴年月數	氏 名
	女	年 月 日生	年 月 日雇入	番號	年 月	
期 間						
就 業 日 數						
就 業 時 間 數						
賃 勞 働 時 間 數						
早 出 残 業、深 夜 就 業 時 間 數						
支	時給、日給又 ハ月給					
	請負利益金又ハ 加給金					
拂	早出残業歩増					
	深夜業歩増					
	休日就業歩増					
賃	手 精勤手當					
	當					
金	支拂賃金計(1)					
	控 除 金 總 額					
	差 引 支 拂 額					
實換 物算 給額 與(2)	白米精麥給與					
	食 事 給 與					
	住 居 給 與					
	支拂賃金計(1)及實物 給與換算額(2)合 計					
	賞與及臨時ノ給與(3)					
	支拂賃金總計 (1)(2)(3)ノ合計					

備考 [様式第十七號]

- (1) 本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト
- (2) 本臺帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 總就業時間數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間數ノ合計ヲ記入スルコト
- (4) 平均時間割賃金額ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間割賃金ヲ記入スルコト但シ令第十四條ノ規定ニヨリ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ其ノ認可ヲ受ケタル平均時間割賃金ヲ記入スルコト
- (5) 支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト
- (6) 實物給與換算額(2)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル實物給與換算額(2)ノ合計額ヲ記入スルコト
- (7) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第十七號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦25.7cm—横36.4cmトス)

賃金臺帳(總括票)

事業ノ種類	事業場名
-------	------

昭和 年 月分
期分

	男				女				總計
	二未 十 歳滿	三未 十 歳滿	三以 上	小 計	二未 十 歳滿	三未 十 歳滿	三以 上	小 計	
勞務者數									
總就業日數									
總就業時間數									
平均時間割賃金									
平均時間割賃金ニ 總就業時間數ヲ乘 シタル額									
支拂賃金計(1)									
實物給與換算額(2)									
支拂賃金計(1)及實物 給與換算額(2)合計(4)									
賞與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計 (1)(2)(3)ノ合計									
一時間平均賃金 (4)ヲ總就業時間數 ヲ以テ除シタル商									

實物給與 (白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支給勞務者數

備考 [様式第十八號]

- (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
- (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
- (3) 該當ナキ事項ニ關スル欄ハ削除スルコトヲ得ルコト

記載注意

- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
- (2) 前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
- (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
- (4) 時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金額ニハ内譯欄ヲ設ケ請負利益金又ハ加給金ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (5) 手當(歩増ヲ含ム)欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、作業手當等ノ外早出残業又ハ深夜就業等ニ對スル割増額ヲ其ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (6) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (7) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

様式第十八號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B 4 縦25.7釐一横36.4釐トス)

賃金臺帳 (個人票)

男	生年月日	雇入年月日	職 種	前歴年月數	氏 名
	年 月 日 生	年 月 日 雇入			
女	年 月 日 生	年 月 日 雇入	番號	年 月	番號

期 間							
就 業 日 數							
支 拂 賃 金	時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金						
	手當(歩増ヲ含ム)						
支拂賃金計(1)							
控 除 金 總 額							
差 引 支 拂 額							
實換物算給與(2)	白米精麥給與						
	食 事 給 與						
	住 居 給 與						
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計							
賞與及臨時ノ給與(3)							
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計							

賃金統計ニ関スル臨検票

様式第十九號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦25.7釐—横36.4釐トス)

(圖 樣)

様式第十九號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦25.7釐—横36.4釐トス)

賃金臺帳 (總括票)

事業ノ種類	事業場名
-------	------

昭和 年 月分

	男	女	計
勞務者數			
總就業日數			
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)			
賞與及臨時ノ給與(3)			
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計			
一日平均賃金(4)ヲ總就業日數ヲ以テ除シタル商			

實物給與 (白米精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支給勞務者數

備 考

本臺帳ハ一月毎 (賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳 (個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計欄ニハ賃金臺帳 (個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳 (個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

(表四)

第 號 昭和 年 月 日發行

厚生省又ハ
 建設省印
 氏

名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必
 要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件
 ヲ檢査セシムルコトヲ得
 國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏
 ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ怠避シタル者ハ六月以下ノ懲役又
 ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 貨金統制令第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員
 法第三十一條ノ規定ニ基キ貨金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又
 ハ當該官吏ヲシテ工場、赤坂場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨
 檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ
 於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ
 貨金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ
 依ル證券ハ様式第二十號ニ依ル

遵守義務事項	令	規	摘	要
貨金規則作成周知並ニ期限	四	三	常時十人以上 三十日以内	
貨金規則ニ依ル支拂	五	四	例外規定(規七)	
貨金規則ノ報告	六	七	知事 作成又ハ變更ノ日ヨリ十四日以内 具備事項(規八)	
最低貨金	九	八	之ニ含マレザルモノ(規九)	
最高初給貨金	十	九	適用期間	
最高貨金	十一	十	日傭勞務者 大臣指定勞務者 (之ニ含マレザルモノ) (規十三)	
精神身體障礙ニ因ル最低貨金除外 報告	二十一	十二	例外規定 (令十二) 規十四	
天災事變ニ際シ協定貨金ニ依ラザ リシ時報告	二十九	十四	知事 雇入翌月十五日迄 規十五	
貨金月報、貨金期報		三十二	知事 十四日以内	
貨金臺帳保存		三十五	常時十人以上 三十日以内	
代理人届出		三十八	知事 常時三十人以上 貨金臺帳(總括票)寫 毎月、毎貨金總額計算期間	
		三十九	三年	
		四十四		

要許可認可事項
 適用除外勞務者承認
 賃金規則記載省略許可
 最低賃金除外許可
 最高初給賃金、最高賃金除外許可
 賃金總額超過認可
 單位生産量ニ對スル賃金額認可
 請負單價、請負歩合認可
 初給賃金及昇給規程認可
 不就業手當支給許可
 實物給與許可
 賞與許可
 臨時給與許可
 白米、精麥、食事販賣許可
 協定賃金認可
 協定賃金廢止變更認可
 賃金臺帳様式變更許可

令	規	摘	要
十四	一項三號	知事	
十五	一項三號	知事	
十六	一項三號	知事	
十七	一項三號	知事	
二十一	一項三號	知事	
二十二	一項三號	知事	
二十四	一項三號	知事	
二十六	一項三號	知事	
二十七	一項三號	知事	
二十八	一項三號	知事	
二十九	一項三號	知事	
三十	一項三號	知事	
三十三	一項三號	知事	
三十六	一項三號	知事	

命令事項	令	規	摘	要
賃金規則ノ變更	七		知事	
賃金支拂方法ノ制限	八		厚生大臣 委員會	
特殊高額賃金ノ制限	十三		厚生大臣 知事	
賃金總額制限	十四	二十	知事	
令十四、十五、十六、十七條認可取消	十八		知事	
手當實物給與賞與臨時給與制限	十九	二十六、二十七、二十八	厚生大臣	
物品販賣ノ制限	(四十四)	二十九	厚生大臣	
協定加入者以外ノモノニ對スル	二十	三十	厚生大臣 告示参照	
協定適用	二十五	三十四	知事	
協定賃金取消	二十六		知事 委員會	
賃金協定督促	二十七		知事	
勞務供給業關係ノ賃金制限	二十八		厚生大臣	
其ノ他ノ事項				
適用事業	二			
適用指定勞働				
適用除外勞務者				
賃金ノ定義	三			
		二一		
			金錢以外ノ給與ノ評價告示参照	

賃金規則記載事項
 未經驗勞務者
 賃金總額計算期間
 平均時間割賃金
 就業時間
 賃金ノ協定事項
 協定賃金ノ特典
 賃金臺帳ノ種類
 賃金臺帳記入期限
 指令又ハ通知ヲ發セズシテ許可又ハ承認アリタルモノト看做サレル場合
 賃金委員會
 臨檢、檢査
 本令適用除外
 地方長官ノ管轄
 書類經由官廳

三十三	三十一	三十二	三十三	三十一	四十一	四十二	四十三
三十一	四十一	四十二	四十三	三十七	三十六	三十一	二十二
三十一	四十一	四十二	四十三	三十七	三十六	三十一	二十二
三十一	四十一	四十二	四十三	三十七	三十六	三十一	二十二

六五
 十一
 十六
 四期
 未定
 常時三十人以上工場鑛山様式十六
 其ノ他様式十八
 十九
 個人票、總括票
 報告、申請ノ單位
 厚生大臣宛申請書管轄地方長官經由(協定賃金)

經過規定(附則)
 本令施行期日
 舊規定ノ罰則適用
 舊令ニ依ル公定賃金適用
 指定組合及團體
 賃金臨時措置令ニ依ル協定賃金ノ効力
 日傭勞務者ノ公定賃金ノ効力
 賃金臨時措置令施行期間延長

規
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四

昭和十五年十月二十日
 令二十一條參照 昭和十五年一月二十三日厚生省告示第八號
 令第二十一條ノ認可ト看做ス
 令第十一條ノ最高賃金ト看做ス
 當分ノ内(例外アリ)

昭和十五年十二月十八日迄
 常時十人以上 昭和十五年十二月十八日迄
 賃金統制令施行第六條第三號ノ許可ヲ受ケタルモノ
 賃金臨時措置令施行第四條ノ許可ヲ受ケタルモノ
 昭和十六年一月十七日迄
 昭和十六年一月十七日迄
 昭和十六年一月十七日迄
 常時十人以上 昭和十六年一月十七日迄
 三年間

舊賃金月報
 賃金臨時措置令施行規則ノ施行期
 間延長
 舊賃金彙帳作成義務
 賃金臨時措置令適用除外規定

五十五
 五十六
 五十七
 五十八

昭和十六年一月十七日迄(例外アリ)
 當分ノ内(例外アリ)
 常時十人以上

--	--	--

●賃金統制令改正勅令施行ニ關スル件

昭和十五年十月十九日厚生省發勞第六四號勞働局長依命通牒
 廳府縣長官(東京府知事ヲ除ク)各鑛山監督局長宛

今回賃金統制令改正セラレ十月二十日ヨリ施行ノコトト相成候處右ハ賃金臨時措置令ノ失效後ノ賃金統制
 ノ措置ニ有之利潤統制其ノ他ノ産業統制方策ニ照應シテ戰時物價政策ノ圓滑ナル遂行ニ資セントスルノミ
 ナラズ併セテ戰時下ニ於ケル勞働者ノ生活ヲ確保シ勞働生産性ノ向上ヲ圖リ勞務供給ノ適正ヲ期スルノ趣
 旨ニ出デタルモノナルヲ以テ之ガ實施ニ當リテハ此ノ趣旨ヲ普ク管内ニ周知徹底セシメ雇傭主ノ指導ニ力
 ヲ效スト共ニ常ニ地方産業勞働界ノ實情、物價ノ動向及勞務者生活ノ實相ニ留意シ克ク地方ノ實情ニ即應
 スルニ努ムルハ勿論特ニ左記各項ニ留意シ以テ本令ノ趣旨達成ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記 (抄録)

- 一、勞務者ニシテ工場、會社、商店、事業場ニ於テ給與其ノ他ノ待遇上職員トシテ取扱フ者ハ從來漫然賃
 金臨時措置令ノ適用ヲ除外シアルモノ今回適用除外ニ付テハ貴官ノ承認ヲ要スルコトトナリタルニ付
 承認ニ際シテハ業務ノ性質及待遇等ニ付充分實情ヲ調査シ眞ニ其ノ必要アル者ニ限り之ヲ認ムルコト
- 一、賃金規則ハ賃金ニ關スル事項ヲ明確ニシ賃金ニ關聯スル紛争ヲ豫防スルトモニ賃金ニ對スル監督ヲ
 容易ナラシムル趣旨ニ出デタルモノナルヲ以テ其ノ記載ノ正確ニシテ遺漏ナカラシムルハ勿論其ノ内容
 ノ適當ナリヤ否ヤ事實ニ適合セリヤ否ヤ許可、認可ヲ要スル事項ニ付手續了リタリヤ否ヤ等ノ點ニ付調
 査ノ上必要ニ應ジテハ之ガ變更ヲ命ズル等特ニ之ガ監督ヲ嚴ニスルコト
- 一、従前ノ規定ニ依リ定メタル未經験勞働者ノ初給賃金ノ最低額ハ今回最低賃金ト定メラレ單ニ雇入後三
 月間ノミナラス二十歳未滿ノ總テノ工場、鑛山勞働者ニ適用セラルル儀ニ付指導上特ニ留意スルコト

尙最低賃金除外ノ許可ニ關シテハ當分ノ内處分前申請書類ヲ具シ當局ニ協議セラレタキコト

一、本令施行ニ伴フ許可又ハ申請ニシテ其ノ處理ニ付會社經理統制令ニ依ル主務大臣ノ處分ト相伴フ要アリト認メラルル事項ヲ受理シタルトキハ直ニ其ノ要領竝ニ處分ニ關スル意見ヲ具シテ當局ニ報告セラレタキコト

一、未經験勞務者ニ關スル最高初給賃金除外ノ許可ニシテ不特定勞務者ニ關スルモノハ別ニ通牒スルモノ及常時雇傭スル勞務者ノ數ガ百人ニ滿タザル工場、事業場ニ係ルモノヲ除クノ外當分ノ内處分前申請書類ヲ具シ當局ニ協議セラレタキコト

一、單位生産量ニ對スル賃金額、請負賃金制又ハ初給賃金及昇給規程ノ認可ニ付テハ平均時間制賃金ノ公定ノ際賃金總額制限超過ノ認可ト併セテ通牒スルニ付其迄ハ必ズ認可セザルコト

一、就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金以上ノ手當ヲ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給スルニ付テハ許可ヲ要スルコトトナレルモ從來支給シアリタル手當及勞務者ノ賃金額ニ關係ナク一率又ハ一定標準ニ依リ支給セララルモノニ付テハ特別ノ支障ナキ限り許可セラレタキコト

一、實物給與及臨時ノ給與ニ付テハ其ノ事由又ハ額ノ不相當ナルモノ又ハ賃金ノ統制ヲ免ルル意圖ニ出デタルコト明白ナルモノ等特ニ支障アルモノヲ除クノ外許可シ差支ナキコト

一、賞與ノ許可ニ付テハ左ノ方針ニ依ルコト

(イ) 常時雇傭スル勞務者一人平均賞與額ガ前年同期ノ一人平均賞與額ヲ超エザルトキ又ハ前年同期ト同ジ基礎ニ依リ支給セララルモノナルトキハ許可スルコト

(ロ) 前年同期ニ比シ賞與ガ増加スル場合ト雖モ職員ノ賞與トノ權衡上妥當ナルモノハ許可スルコト

(ハ) 前年同期ニ比シ賞與ガ増加スル場合ト雖モ勞働繁劇ヲ加ヘタル等特別ノ事由アルモノハ許可スルコト

ト

(ニ) 鐵道、軌道従業員、商店員、事務所關係者等給與ノ點ニ於テ一般勞務者ト異リ比較的賞與ノ多額ナルモノハ其ノ實情ニ照シ取扱上劃一的處理ニ陥ルコトナキヤウ特別ノ考慮ヲ拂フコト

一、勞務者ニ對スル白米、精麥及食事ノ販賣ニ付テハ本日別途告示アリタル價格以下ノ代價ニ依ルモノハ許可ヲ要スルコトトナレルモ右ハ極メテ例外的ノ措置ナルヲ以テ右許可ニ際シテハ當該工場、事業場等ノ從前ノ慣行アルモノト雖モ其ノ賃金ヲ同一地方ノ同種事業ノ賃金ニ對比シ彼此ノ權衡ヲ考慮ノ上處理スルコト

一、日傭勞働者等ノ賃金ニ付テハ詳細ニ其ノ實情ヲ調査シ從來ノ協定賃金又ハ公定賃金ニシテ地域又ハ事業ニ依リ著シク高低アルモノ其ノ他不適當ト認メラルモノハ最高賃金ノ改訂ヲ爲シ又ハ協定ノ認可ノ取消及協定ニ代ルベキ定ヲ爲ス等出來得ル限り其ノ適正化ヲ圖リ賃金統制ノ實ヲ舉グルコト

賃金ノ協定ニ付テハ左ノ如クスルコト

(イ) 賃金協定ニ關スル規定ハ今回整備セラレタルヲ以テ關係者ヲ指導シ一段ト協定ノ普及ヲ圖リ特ニ日傭勞働者等ノ賃金ノ統制ニハ遺漏ナカラシムルヤウ努ムルコト

(ロ) 作業ノ性質、勞務者ノ技能程度其ノ他特別ノ事由ニ因リ一般ノ基準ト異ル基準ヲ定ムル要アルモノニ付テハ其ノ基準ヲモ併セテ協定セシムルコト

(ハ) 賃金ノ最低額又ハ賃金ノ最高額ニ關シ協定ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ賃金ノ範圍ヲモ併セテ協定スル要アルモノハ必ズ其ノ協定ヲ爲サシムルコト

(ニ) 賃金ノ協定ニシテ最低賃金、最高賃金又ハ最高初給賃金ノ除外ニ關スルモノノ許可ニ際シテハ豫メ當局ニ協議ノコト

(2) 賃金ノ協定又ハ其ノ廢止變更ヲ許可シ又ハ協定ヲ廢止變更シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ニ依リ
公示スルトトモニ關係雇主ヲシテ周知セシムルヤウ措置スルコト

一、賃金臺帳ハ從來一定ノ様式ヲ設ケザリシモ賃金ニ關スル帳簿書類ノ整備ハ賃金監督上最重要ナルニ
鑑ミ今回様式ヲ一定セラレタルガ雇主ニ於テ個人票ノ様式ニ掲ゲタル項目ノ配置ヲ變更シ又ハ便宜ノ
欄ヲ加ヘ賃金ニ關スル經理其ノ他ノ用途ヲ兼ネシムルハ妨ナキコト尤モ右様式ニ掲ゲタル項目ニシテ備
考ニ於テ特ニ省略ヲ認メタルモノ以外ノモノヲ省略スルコトハ監督上支障アルニ付様式變更ノ許可ニ際
シテハ此ノ點ニ留意セシムルコト

一、平均時間割賃金ノ公定アル迄ハ賃金臨時措置令ノ適用アルヲ以テ基本給、賃金基準ノ變更ハ引續キ同
令ノ許可ヲ要スル儀ニ付此ノ點特ニ雇主ノ留意ヲ促サレ度尙右ノ結果トシテ賃金規則ノ審査ニ際シテ
ハ就業時間數、定額給、請負賃金制、手當、實物給與ニ關スル記載ハ同令ニ依ル許可ヲ受ケタル場合ノ
外當該工場、事業場ノ現狀ト異ルコトナキヤウ嚴ニ監督スルコト

●扶養家族アル勞務者ニ對シ手當支給方ニ關スル件

昭和十五年十月二十三日 厚生省發勞第六九號勞動局長依命通牒
廳府縣長官(東京府知事ヲ除ク) 宛
各鑛山監督局長

扶養家族アル勞務者ニシテ其ノ生活困難ナルモノニ對シ生計費ヲ補給スル目的ヲ以テ雇主ガ賃金増給ニ
關シ賃金臨時措置令施行規則第四條第三號ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ爲シタルノ際ノ許可ノ標準ニ付テハ
本年二月十六日厚生省發勞第七號ヲ以テ通牒致置候處右標準ヲ爾今左記ノ通改正致候ニ付御了知相成度
尙右手當支給ヲ理由トシテ製品價格等ノ引上ヲ爲スガ如キハ時節柄抑止スルノ要有之ニ付許可ニ際シテハ

特ニ御注意相成度

遺テ本件ノ許可ニ際シテハ本年一月十二日厚生省發勞第一號通牒ニ依ル協議ハ要セザル儀ト御了知相成
度

記

- 一 當該事業場ニ於ケル賃金ガ同地方ノ同種事業ノ賃金ニ比シテニ良好ナルモノハ除クコト
- 二 賃金増給ノ方法ハ基本給、請負單價ノ引上ニ依ラズ臨時手當ニ依ラシムルコト
- 三 臨時手當ヲ受クベキ勞務者ノ範圍ハ實收月額平均百五十圓以下ノ者ニシテ扶養家族ヲ有スルモノニ限
ルコト
- 四 前號ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フコト
 - (1) 配偶者(婚姻ノ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同一ノ關係ニ在ル者ヲ含ム)
 - (2) 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
 - (3) 滿十八歳未滿ノ子ニシテ同一戸籍内ニ在ル者
 - (4) 不具廢疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 五 臨時手當ハ扶養家族一人ニ付月額二圓以内トシ勞働者一人ニ付月額十圓ヲ超エザルコト
- 六 前各號ニ依ル臨時手當ノ全部又ハ一部ノ支給ニ代ヘ勞務者ノ生活必需品ノ實物給與(廉賣ヲ含ム)ノ方
法ニ依リ生計費ノ増加額ヲ補給スルハ望マシキコトナルヲ以テ此ノ方法ニ依リ得ル場合ハ成ルベク之
ニ依ラシメ其ノ範圍内ニ於テハ前各號ニ依ル臨時手當ノ支給ハ許可セザルコト
- 七 本年二月十六日厚生省發勞第七號通牒ニ依リ許可セラレタル家族手當ノ支給ハ本通牒ニ依ル手當支給
ノ月ヨリ之ヲ廢止セシムルコト

未經驗勞動者(男子)初給賃金公定額一覽表

一、工場

昭和十五年八月

厚生省労働局

七二

府 年 階 級	東 神 大 福				愛 知		兵 庫		北 關 東		北 關 東		北 關 東	
	京 川 阪 岡	京 川 阪 岡	京 川 阪 岡	京 川 阪 岡	名 古 屋 市 以 外 地 域	名 古 屋 市 以 外 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域
十三歳以上	78	78	78	78	72	78	72	72	72	72	72	72	72	72
十四歳以上	85	85	85	85	79	85	79	79	79	79	79	79	79	79
十五歳以上	91	91	91	91	85	91	85	85	85	85	85	85	85	85
十六歳以上	104	104	104	104	92	104	92	92	92	92	92	92	92	92
十七歳以上	117	117	117	117	104	117	104	104	104	104	104	104	104	104
十八歳以上	130	130	130	130	117	130	117	117	117	117	117	117	117	117
十九歳以上	143	143	143	143	130	143	130	130	130	130	130	130	130	130
二十歳以上	156	156	156	156	143	156	143	143	143	143	143	143	143	143

府 年 階 級	愛 知		東 神 大 福		北 關 東		北 關 東		北 關 東		北 關 東		北 關 東	
	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域	山 陽 沿 海 地 域
十三歳以上	66	66	66	66	72	78	72	72	72	72	72	72	72	72
十四歳以上	73	73	73	73	79	85	79	79	79	79	79	79	79	79
十五歳以上	79	79	79	79	85	91	85	85	85	85	85	85	85	85
十六歳以上	86	86	86	86	92	104	92	92	92	92	92	92	92	92
十七歳以上	98	98	98	98	104	117	104	104	104	104	104	104	104	104
十八歳以上	111	111	111	111	117	130	117	117	117	117	117	117	117	117
十九歳以上	124	124	124	124	130	143	130	130	130	130	130	130	130	130
二十歳以上	137	137	137	137	143	156	143	143	143	143	143	143	143	143

七三

神鹿宮
兒
鹿島崎

備考 日本數字ハ標準額ヲ算用數字ハ最高額又ハ最低額ヲ示スモノトス

二、鑛山坑内夫

其山屬金	山	炭	石	道府縣別		年齡階級	
				最高	最低	定額	請負
北海道	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、德島、香川、愛媛、高知、各府縣	長崎、山口、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣	北海道	最高	最低	定額	請負
				最高	最低	定額	請負
最高	最低	定額	請負	最高	最低	定額	請負
100	90	100	100	100	100	100	100
110	100	110	110	110	110	110	110
120	110	120	120	120	120	120	120
130	120	130	130	130	130	130	130
140	130	140	140	140	140	140	140
150	140	150	150	150	150	150	150
160	150	160	160	160	160	160	160
170	160	170	170	170	170	170	170
180	170	180	180	180	180	180	180
190	180	190	190	190	190	190	190
200	190	200	200	200	200	200	200
210	200	210	210	210	210	210	210
220	210	220	220	220	220	220	220
230	220	230	230	230	230	230	230
240	230	240	240	240	240	240	240
250	240	250	250	250	250	250	250
260	250	260	260	260	260	260	260
270	260	270	270	270	270	270	270
280	270	280	280	280	280	280	280
290	280	290	290	290	290	290	290
300	290	300	300	300	300	300	300
310	300	310	310	310	310	310	310
320	310	320	320	320	320	320	320
330	320	330	330	330	330	330	330
340	330	340	340	340	340	340	340
350	340	350	350	350	350	350	350
360	350	360	360	360	360	360	360
370	360	370	370	370	370	370	370
380	370	380	380	380	380	380	380
390	380	390	390	390	390	390	390
400	390	400	400	400	400	400	400
410	400	410	410	410	410	410	410
420	410	420	420	420	420	420	420
430	420	430	430	430	430	430	430
440	430	440	440	440	440	440	440
450	440	450	450	450	450	450	450
460	450	460	460	460	460	460	460
470	460	470	470	470	470	470	470
480	470	480	480	480	480	480	480
490	480	490	490	490	490	490	490
500	490	500	500	500	500	500	500

三、鑛山坑外夫

山屬金非他ノ其山屬金、山炭石	別業	道府縣名		年齡階級			
		最高	最低	定額	請負		
北海道	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、德島、香川、愛媛、高知、各府縣	最高	最低	定額	請負		
		最高	最低	定額	請負		
最高	最低	定額	請負	最高	最低	定額	請負
100	90	100	100	100	100	100	100
110	100	110	110	110	110	110	110
120	110	120	120	120	120	120	120
130	120	130	130	130	130	130	130
140	130	140	140	140	140	140	140
150	140	150	150	150	150	150	150
160	150	160	160	160	160	160	160
170	160	170	170	170	170	170	170
180	170	180	180	180	180	180	180
190	180	190	190	190	190	190	190
200	190	200	200	200	200	200	200
210	200	210	210	210	210	210	210
220	210	220	220	220	220	220	220
230	220	230	230	230	230	230	230
240	230	240	240	240	240	240	240
250	240	250	250	250	250	250	250
260	250	260	260	260	260	260	260
270	260	270	270	270	270	270	270
280	270	280	280	280	280	280	280
290	280	290	290	290	290	290	290
300	290	300	300	300	300	300	300
310	300	310	310	310	310	310	310
320	310	320	320	320	320	320	320
330	320	330	330	330	330	330	330
340	330	340	340	340	340	340	340
350	340	350	350	350	350	350	350
360	350	360	360	360	360	360	360
370	360	370	370	370	370	370	370
380	370	380	380	380	380	380	380
390	380	390	390	390	390	390	390
400	390	400	400	400	400	400	400
410	400	410	410	410	410	410	410
420	410	420	420	420	420	420	420
430	420	430	430	430	430	430	430
440	430	440	440	440	440	440	440
450	440	450	450	450	450	450	450
460	450	460	460	460	460	460	460
470	460	470	470	470	470	470	470
480	470	480	480	480	480	480	480
490	480	490	490	490	490	490	490
500	490	500	500	500	500	500	500

青岩宮秋山石福山長島鳥德香高佐	千葉 其市 川 其市 川 其市 川 其市 川 其市 川	埼玉 其市 川 其市 川 其市 川 其市 川 其市 川	長崎 長崎 長崎 長崎 長崎 長崎 長崎 長崎 長崎 長崎	愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知 愛知	和歌山 和歌山 和歌山 和歌山 和歌山 和歌山 和歌山 和歌山 和歌山 和歌山	奈良 奈良 奈良 奈良 奈良 奈良 奈良 奈良 奈良 奈良	滋賀 滋賀 滋賀 滋賀 滋賀 滋賀 滋賀 滋賀 滋賀 滋賀	山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨 山梨	廣島 廣島 廣島 廣島 廣島 廣島 廣島 廣島 廣島 廣島	岡山 岡山 岡山 岡山 岡山 岡山 岡山 岡山 岡山 岡山	京都 京都 京都 京都 京都 京都 京都 京都 京都 京都	三河 三河 三河 三河 三河 三河 三河 三河 三河 三河	靜岡 靜岡 靜岡 靜岡 靜岡 靜岡 靜岡 靜岡 靜岡 靜岡	岐
67	76	82	76	82									76	
五五	六〇	六五	六〇	六五									六〇	
40	44	48	44	48									44	
76	82	87	82	88									82	
六〇	六五	六九	六五	七〇									六五	
44	48	51	48	52									48	
83	89	93	89	95									89	
六五	七〇	七三	七〇	七五									七〇	
47	51	53	51	55									51	
90	96	104	96	109									96	
七〇	七五	七八	七五	八五									七五	
50	54	56	54	61									54	

七七

北 茨城 栃木 群馬 新潟 富	兵庫 其地 他 沿 海	愛知 名古屋 以外 各地 線	大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪	神戶 神戶 神戶 神戶 神戶 神戶 神戶 神戶 神戶 神戶	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	道府 年 齡 階 級
	76	82	76	82	82	十二 四歲 未滿 上
	六〇	六五	六〇	六五	六五	
	44	48	44	48	48	
	82	88	82	88	88	十四 六歲 未滿 上
	六五	七〇	六五	七〇	七〇	
	48	52	48	52	52	
	89	95	89	95	95	十八 六歲 未滿 上
	七〇	七五	七〇	七五	七五	
	51	55	51	55	55	
	96	109	96	109	109	二十 八歲 未滿 上
	七五	八五	七五	八五	八五	
	54	61	54	61	61	

一、工場

女子未經經驗勞動者初給賃金公定額一覽表

昭和十五年十月

厚生省勞働局

山	油	石
全		
國		
標準	最低	最高
五五	四四	六六
六〇	四八	七三
六五	五三	七八
七〇	五五	八五
七五	五九	九二
八五	六七	一〇三
九五	七四	一一六
一〇五	八一	一二九

七六

沖鹿宮大熊

兒

繩島崎分本

備考 日本数字ハ標準額ヲ算用数字ハ最高額又ハ最低額ヲ示スモノトス

二、鑛山坑外夫

事業別	道府縣別	年齢階級別			
		十二歳以上 十四歳未満	十四歳以上 十六歳未満	十六歳以上 十八歳未満	十八歳以上 二十歳未満
北海道	北	84	95	108	120
宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿角、長崎	宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿角、長崎	78	89	95	101
石川、富山、福井、滋賀、長野、山梨、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟、富山、福井、滋賀、長野、山梨、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟	石川、富山、福井、滋賀、長野、山梨、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟	72	83	69	95
東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟、富山、福井、滋賀、長野、山梨、群馬、千葉、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟	東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟、富山、福井、滋賀、長野、山梨、群馬、千葉、千葉、茨城、栃木、愛知、静岡、岐阜、長野、新潟	60	56	70	75
京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、各府縣	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、各府縣	43	47	51	55
山石	山石	72	83	69	95
全	全	60	56	70	75

備考 日本数字ハ標準額ヲ算用数字ハ最高額又ハ最低額ヲ示スモノトス

標準工業分類

(一) 金屬工業 (大分類)

- 一 金屬精鍊業及材料品製造業 (中分類)
 - 一 鐵精鍊業及材料品製造業 (小分類)
 - 一 銅精鍊業及材料品製造業
 - 二 亞鉛精鍊業及材料品製造業
 - 三 鉛精鍊業及材料品製造業
 - 四 アルミニウム精鍊業及材料品製造業
 - 五 マグネシウム精鍊業及材料品製造業
 - 六 錫精鍊業及材料品製造業
 - 七 金屬タングステン精鍊業及材料品製造業
 - 八 アンチモン精鍊業及材料品製造業
 - 九 其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業
 - 一〇 黃銅材料品製造業
 - 一一 其ノ他ノ銅合金材料品製造業
 - 一二 其ノ他ノ合金材料品製造業

二 鑛物業

- 一四 鉄鐵鑛物業

三 ツキ業

- 一五 可鍛鑄鐵鑛物業
- 一六 鋼鑛物業
- 一七 青銅(燐青銅ヲ含ム)鑛物業
- 一八 アルミニウム鑛物業
- 一九 其ノ他ノ鑛物業
- 二〇 亞鉛メッキ業
- 二一 錫メッキ業
- 二二 ニッケルメッキ業
- 二三 其ノ他ノメッキ業
- 二四 其ノ他ノ金屬工業
- 二五 鍊鎖製造業
- 二六 パネ製造業
- 二七 鋼索製造業
- 二八 金網製造業
- 二九 ホルト、ナット、座金及鋸製造業
- 三〇 釘類製造業

- 三〇 針類製造業
- 三一 金屬板製品製造業
- 三二 建築用及家具用金物製造業
- 三三 金屬製建具、家具類製造業
- 三四 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
- 三五 金屬器類製造業
- 三六 金屬製ペン先製造業
- 三七 剃刀、食卓用ナイフ、フォーク及スプーン製造業
- 三八 洋傘骨製造業
- 三九 金屬製玩具製造業
- 四〇 金屬製小間物類製造業
- 四一 蹄鐵及蹄釘製造業
- 四二 火造(鍛冶)業
- 四三 金屬切斷業
- 四四 熔接業
- 四五 其ノ他ノ金屬品製造加工業

(二) 機械器具工業

- 五 原動機類製造業
- 四六 蒸氣罐製造業
- 四七 蒸氣機關及蒸氣タービン製造業

- 一一 化學工業用機械器具類製造業
- 一二 化學工業用機械器具製造業
- 一三 窯業用機械器具製造業
- 一四 製紙機械器具製造業
- 一一 紡織機械器具類製造業
- 一二 紡織機械器具製造業
- 一三 蠶絲機械器具製造業
- 一四 其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
- 一五 ガス發生裝置製造業
- 一六 食料品製造加工用機械器具製造業
- 一七 印刷機械器具製造業
- 一八 製本機械器具製造業
- 一九 ミシン製造業
- 二〇 其ノ他ノ製造加工用機械器具製造業
- 二一 鐵道車輛製造業
- 二二 鐵道車輛製造業
- 二三 自動車製造業
- 二四 大型自動車製造業
- 二五 小型自動車製造業

- 四八 內燃機關製造業
- 四九 水車製造業
- 五〇 其ノ他ノ原動機製造業
- 五一 原動機部分品及附屬品製造業
- 五二 電氣機械器具類製造業
- 五三 電氣機械器具製造業
- 五四 無線及有線通信機械器具製造業
- 五五 電線及電纜製造業
- 五六 電池製造業
- 五七 電池製造業
- 五八 工作機械器具製造業
- 五九 切削研磨用金屬工作機械製造業
- 六〇 其ノ他ノ金屬工作機械製造業
- 六一 金屬工作機械部分品及附屬品製造業
- 六二 製材及木工機械製造業
- 六三 工具製造業
- 六四 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 六五 採鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業

- 七六 自動二輪車及自動三輪車製造業
- 七七 自動車部分品及附屬品製造業
- 七八 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
- 七九 自轉車製造業
- 八〇 其ノ他ノ車輛製造業
- 八一 船舶製造業
- 八二 鋼船製造業
- 八三 其ノ他ノ船舶製造業
- 八四 航空機及航空機部分品製造業
- 八五 航空機製造業
- 八六 航空機部分品及附屬品製造業
- 八七 運搬機械製造業
- 八八 運搬機械製造業
- 八九 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 九〇 ポンプ及水壓機製造業
- 九一 送風機及氣體壓縮機製造業
- 九二 農業及土木建築用機械器具製造業
- 九三 農業用機械器具製造業

八八 土木建築用機械器具製造業
二二一 計測器類製造業

- 八九 度量衡器製造業
- 九〇 ガスメートル及水量メートル製造業
- 九一 寒暖計製造業
- 九二 体温計製造業
- 九三 電氣計器製造業
- 九四 計壓器類製造業
- 九五 其ノ他ノ計器製造業
- 九六 電氣時計製造業
- 九七 其ノ他ノ時計製造業
- 九八 測量機械器具製造業
- 九九 試験及検査機械器具製造業
- 二二三 學術及醫療機械器具製造業
- 一〇〇 學術用機械器具製造業
- 一〇一 醫療用機械器具製造業
- 二四 光學機械器具製造業
- 一〇二 寫真機類製造業
- 一〇三 其ノ他ノ光學機械器具製造業

二五 照明用機械器具製造業

- 一〇四 電球製造業
- 一〇五 其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 二六 樂器類及蓄音機製造業
- 一〇六 樂器類製造業
- 一〇七 蓄音機製造業
- 二七 銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 一〇八 銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 二八 其ノ他ノ機械器具工業
- 一〇九 事務用機械製造業
- 一一〇 金庫製造業
- 一一一 ガス器具製造業
- 一一二 弁及コック製造業
- 一一三 軸受製造業
- 一一四 齒車製造業
- 一一五 ベルト車、車輪及車軸製造業
- 一一六 前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 一一七 其ノ他ノ機械器具製造業

二九 機械器具裝置業

- 一一八 電氣機械器具裝置業
- 一一九 其ノ他ノ機械器具裝置業

(三) 化學工業

三〇 製藥業

一一〇 製藥業

- 三一 工業藥品製造業
- 一一一 ソーダ製造業
- 一一二 硫酸製造業
- 一一三 磷製造業
- 一一四 壓縮ガス製造業
- 一一五 カーバイド製造業
- 一二六 其ノ他ノ工業藥品製造業
- 三一 製鹽業
- 一二七 製鹽業
- 三三 染料及中間物製造業
- 一二八 天然染料製造業

一二九 硫化染料製造業

- 一一〇 其ノ他ノ合成染料及中間物製造業
- 三四 塗料及顔料製造業
- 一一一 漆液製造業
- 一一二 塗料製造業
- 一一三 顔料製造業
- 三五 發火物製造業
- 一一四 マツチ製造業
- 一一五 其ノ他ノ發火物製造業
- 三六 礦物油製造業
- 一一六 コールタール及コールタール分溜物製造業
- 一一七 石油精製業
- 一一八 人造石油製造業
- 三七 植物油類製造業
- 一一九 植物油類製造業
- 一二〇 樟腦製造業
- 一二一 薄荷製造業
- 一二二 其ノ他ノ植物性揮發製造業

三八 動物油脂製造業

- 一四三 魚油製造業
- 一四四 獸脂類製造業

三九 蠟及加工油製造業

- 一四五 木蠟製造業
- 一四六 蠟燭製造業
- 一四七 加工油製造業

四〇 ゴム製品類製造業

- 一四八 ゴム製品製造業
- 一四九 再製ゴム素地製造業

四一 バルブ製造業

- 一五〇 バルブ製造業

四二 製紙業

- 一五一 製紙業

四三 セロファン紙製造業

- 一五二 セロファン紙製造業

四四 セルロイド製造業

- 一五三 セルロイド素地製造業
- 一五四 セルロイド製品製造業
- 一五五 再建セルロイド素地製造業

四五 化学纖維製造業

- 一五六 人造絹絲製造業
- 一五七 ステールアルファイバー製造業
- 一五八 其ノ他ノ化学纖維製造業

四六 肥料製造業

- 一五九 植物質肥料製造業
- 一六〇 動物質肥料製造業
- 一六一 礦物質及配合肥料製造業

四七 皮革製造業

- 一六二 製革業
- 一六三 精製毛皮製造業

四八 石鹼及化粧品製造業

- 一六四 石鹼及化粧品製造業

四九 其ノ他ノ化学工業

- 一六五 人造レジン素地及製品製造業
- 一六六 蓄音機レコード製造業
- 一六七 バルカナイズドファイバー製造業
- 一六八 リノリウム製造業
- 一六九 防水布、擬革布類製造業
- 一七〇 建築用防水紙及防水布製造業
- 一七一 フィルム、乾板類製造業
- 一七二 人造香料製造業
- 一七三 タンニン製造業
- 一七四 糊料製造業
- 一七五 殺蟲劑及防腐劑製造業
- 一七六 研磨材料及研磨用品製造業
- 一七七 炭素製品製造業
- 一七八 コークス製造業
- 一七九 其ノ他ノ化学製品製造業

(四) ガス業、電氣業及水道業

五〇 ガス業

一八〇 ガス業

- 五一 電氣業
- 一八一 電氣業
- 五二 水道業
- 一八二 水道業

(五) 窯業及土石工業

- 五三 陶磁器製造及繪付業
- 一八三 陶磁器製造業
- 一八四 陶磁器繪付業
- 五四 ガラス及ガラス製品製造業
- 一八五 ガラス及ガラス製品製造業
- 五五 セメント製造業
- 一八六 セメント製造業
- 五六 其ノ他ノ窯業
- 一八七 煉瓦及耐火物製造業
- 一八八 屋根瓦製造業

- 一八九 石灰製造業
- 一九〇 玻璃鐵器製造業
- 一九一 其ノ他ノ窯業製品製造業
- 五七 セメント及石棉製品製造業
- 一九二 セメント製品製造業
- 一九三 石棉製品製造業
- 五八 石工品製造業
- 一九四 石工品製造業
- 五九 其ノ他ノ土石工業
- 一九五 其ノ他ノ土石工業
- (六) 紡織工業
- 六〇 製絲業
- 一九六 生絲製造業
- 一九七 玉絲製造業
- 一九八 野蠶絲製造業
- 一九九 生皮苧、鬘斗絲類製造業
- 六一 紡績業

- 二〇〇 綿絲紡績業
- 二〇一 絹絲紡績業
- 二〇二 麻絲紡績業
- 二〇三 毛絲紡績業
- 二〇四 ステールファイバー糸紡績業
- 二〇五 其ノ他ノ紡績業
- 六二 捻絲業
- 二〇六 綿捻絲業
- 二〇七 絹捻絲業
- 二〇八 其ノ他ノ捻絲及加工捻絲業
- 六三 織物業
- 二〇九 純綿織物製造業
- 二一〇 混紡綿織物及交織綿織物製造業
- 二一一 純絹織物製造業
- 二一二 人造絹糸トノ交織絹織物製造業
- 二一三 綿糸トノ交織絹織物製造業
- 二一四 其ノ他ノ絹織物製造業
- 二一五 麻織物製造業

- 二二六 純毛織物製造業
- 二二七 混紡毛織物及交織毛織物製造業
- 二二八 純人造絹織物製造業
- 二二九 交織人造絹織物製造業
- 二三〇 ステールファイバー織物製造業
- 二二一 其ノ他ノ織物製造業
- 六四 編物組物業
- 二二二 メリヤス素地編立業
- 二二三 メリヤス製品製造業
- 二二四 其ノ他ノ編物、ドロノウオーク、レーヌ類製造業
- 二二五 糸組物製造業
- 六五 綿製造業
- 二二六 製綿業
- 二二七 眞綿製造業
- 六六 染色及整理業
- 二二八 機械擦染業
- 二二九 其ノ他ノ擦染業
- 二三〇 無地染及絞染業

- 二三一 糸染色、精練及漂白業
- 二三二 精練、漂白及整理業
- 二三三 起毛業
- 二三四 洗張洗濯業
- 六七 其ノ他ノ紡織工業
- 二三五 フェルト製造業
- 二三六 裁縫業
- 二三七 刺繡業
- 二三八 反毛業
- 二三九 其ノ他ノ紡織製造品加工業
- (七) 製材及木製品工業
- 六八 製材及合板業
- 二四〇 製材業
- 二四一 防腐、耐火等ノ木材處理業
- 二四二 ベニア合板製造業
- 六九 木製品工業
- 二四三 木製建具及家具製造業
- 二四四 包装用木箱、樽及桶製造業

- 二四五 木管製造業
- 二四六 コルク製品製造業
- 二四七 挽物曲物類製造業
- 二四八 其ノ他ノ木製品製造業

(八) 食品工業

- 七〇 精穀業
 - 二四九 精穀業
- 七一 製粉及澱粉製造業
 - 二五〇 製粉業
 - 二五一 澱粉製造業
- 七二 製糖業
 - 二五二 製糖業
- 七三 釀造業
 - 二五三 和酒製造業
 - 二五四 麥酒製造業
 - 二五五 其ノ他ノ酒類製造業
 - 二五六 醬油、味噌及食酢製造業

- 七四 清涼飲料製造業
 - 二五七 清涼飲料製造業
- 七五 菓子、パン、飴類製造業
 - 二五八 菓子、パン、飴類製造業

- 七六 罐詰及罐詰製造業
 - 二五九 罐詰製造業
 - 二六〇 罐詰製造業
- 七七 畜産食品製造業
 - 二六一 畜産食品製造業
- 七八 水産食品製造業
 - 二六二 水産食品製造業
- 七九 製茶業
 - 二六三 製茶業
- 八〇 煙草製造業
 - 二六四 煙草製造業
- 八一 製氷及冷凍食品製造業

- 二六五 製氷業
- 二六六 冷凍食品製造業
- 八二 其ノ他ノ食品工業
 - 二六七 製麵業
 - 二六八 其ノ他ノ食品製造業

(九) 印刷業及製本業

- 八三 印刷業
 - 二六九 印刷業
- 八四 製本業
 - 二七〇 製本業

(一〇) 土木建築業

- 八五 土木建築業
 - 二七一 土木建築業
- (一一) 其ノ他ノ工業
 - 八六 紙製品製造業
 - 二七二 紙製品製造業

- 八七 竹、杞柳、籐類製品製造業
 - 二七三 竹製品製造業
 - 二七四 杞柳製品製造業
 - 二七五 籐製品製造業
 - 二七六 其ノ他ノ莖及莖製品製造業

八八 疊及藁、棕枳、真田類製品製造業

- 二七七 疊製造業
- 二七八 藁、花藁及野草藁製造業
- 二七九 藁製品及棕枳製品製造業
- 二八〇 麻真田製造業
- 二八一 麥稈及經木製品製造業
- 八九 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業
 - 二八二 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業

九〇 纖維板製造業

- 二八三 纖維板製造業
- 九一 皮革製品製造業
 - 二八四 革靴製造業
 - 二八五 其ノ他ノ皮革製品製造業

- 九二 鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 二八六 鈕釦(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 九三 刷毛及刷子製造業
- 二八七 刷毛及刷子製造業
- 九四 漆器製造業
- 二八八 漆器製造業
- 九五 製帽業
- 二八九 フェルト製帽子製造業
- 二九〇 其ノ他ノ帽子製造業
- 九六 玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 二九一 玩具(金屬製ノモノヲ除ク)製造業
- 九七 映畫製作業
- 二九二 映畫製作業
- 九八 寫眞業
- 二九三 寫眞業
- 九九 塗裝業

- 二九四 塗裝業
- 一〇〇 其ノ他ノ雜工業
- 二九五 骨、角、蹄、甲、牙及貝類製品製造業
- 二九六 醫療材料品製造業
- 二九七 毛筆製造業
- 二九八 萬年筆製造業
- 二九九 鉛筆及クレヨン製造業
- 三〇〇 和傘製造業
- 三〇一 洋傘製造業
- 三〇二 草履(革製及ゴム製ノモノヲ除ク)爪革類製造業
- 三〇三 羽毛及獸毛漂白整理業
- 三〇四 人造眞珠製造業
- 三〇五 寶石類加工業
- 三〇六 魔法燭製造業
- 三〇七 其ノ他ノ製造加工業

〔附 錄〕

賃金臨時措置令

(昭和十四年十月十八日勅令第七百五號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ従事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、渡止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手當、賞物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、

所費時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者（以下雇傭主ト稱ス）ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 指定期日後雇入ルル勞務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六條 雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタルモノニ關スル本令ノ適用ニ付テハ其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタル時ニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇入ルル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ）ニ報告スベシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ適用ニ付雇入ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八條 雇傭主ハ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得
地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第九條 雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ
前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ
第十條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十一條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス
指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條 雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ箇々ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ箇々ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シタルトキ其ノ支給ニ付亦同シ

第十三條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十四條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十五條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十六條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十七條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十八條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十九條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第二十條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第二十一條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第二十二條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

第二十三條 同ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第十四條 前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 雇傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條、第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ概觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十五條 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トアルハ鑛山賃金委員會トス

第二十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方長官トス

賃金臨時措置令施行規則

(昭和十四年十月十九日 厚生省令第三十四號)

第一條 賃金臨時措置令(以下令ト稱ス)第二條第八號ノ事業ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 物品販賣業(料理店業、飲食店業ヲ除ク)
 - 二 銀行業
 - 三 信託業
 - 四 保險業
 - 五 無擔業
 - 六 倉庫業
- 第二條 主トシテ家事ニ従事スル勞務者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ同條ノ勞務者タラザルモノトス
- 第三條 令第三條第二項ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賃與トハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賃與トス
- 第四條 雇傭主ハ左ノ場合ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル其ノ雇傭スル勞務者ノ基本給ヲ變更シ、令第九條第三項ノ規定ニ依リ賃金基準ヲ變更シ又ハ令第十五條但書若ハ第十六條第二項但書ノ規定ニ依リ令第十五條若ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
- 一 天災事變ニ際シ必要アルトキ
 - 二 勞働時間其ノ他勞働條件ニ著シキ變更アリタルトキ
 - 三 其ノ他已ムヲ得ザル理由アルトキ
- 第五條 前條ノ許可ノ申請ニシテ基本給又ハ賃金基準ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地

- 二 變更スベキ基本給又ハ賃金基準ノ種類及其ノ内容
 - 三 基本給又ハ賃金基準ノ變更又受クベキ勞務者ノ種類及數
 - 四 變更ヲ要スル理由
 - 五 變更ニ因ル賃金支拂總額ノ増減及其ノ經營ニ及ボス影響
 - 六 其ノ他參考トナルベキ事項
- 前條ノ許可ノ申請ニシテ雇入ノ際ノ基本給ノ内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ前項第一號、第四號及第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 變更スベキ内容
 - 二 變更前ノ内規
 - 三 最近一年間ニ雇入レタル勞務者ノ數
 - 四 變更ニ因リ經營ニ及ボス影響
- 前條ノ許可ノ申請ニシテ昇給内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ第一項第一號及第四號乃至第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 變更スベキ内容
 - 二 變更前ノ昇給内規
 - 三 昇給ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數
- 第六條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第七條第一項ノ規定ニ依リ前月中ニ基本給ヲ定メタル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ様式第一號ニ依リ毎月十五日迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ日雇入レラルル勞務者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ報告スル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地

- 二 所定就業時間ノ定アルトキハ其ノ定
 - 三 未經雇勞務者又ハ既經雇勞務者ノ雇入ノ際ノ男女別ノ基本給
 - 四 前號ノ基本給ニ付年齢別、職業別、學歷別又ハ經驗年數別ニ定アルトキハ其ノ定
- 第八條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第十條又ハ第十一條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ノ賃金基準又ハ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ
- 前項ノ規定ニ依ル報告ニシテ請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法又ハ獎勵加給ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱、所在地及其ノ作業又ハ製品ノ種類毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 作業又ハ製品ノ種類
 - 二 單價請負ノ定アルトキハ請負單價及算定方法
 - 三 時間請負ノ定アルトキハ請負時間及算定方法
 - 四 歩合請負ノ定アルトキハ歩合及算定方法
 - 五 獎勵加給ノ定アルトキハ獎勵加給ノ額若ハ率及算定方法
- 作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ前項各號ノ事項ニ關スル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル
- 第一項ノ規定ニ依リ報告ニシテ手當、賞物給與又ハ賞與ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地
 - 二 手當ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件
 - 三 賞物給與ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ數量及給與條件
 - 四 賞與ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件
- 第一項ノ規定ニ依ル報告ハ令第十條ノ規定ニ依ルモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内、令第十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ニ在リテハ報告ヲ要スル事項ニ付其ノ定ヲ爲シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ
- 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人ニ達スルニ至リタルトキハ第一項ノ規定ニ

依ル報告ハ其ノ五人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第九條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時雇傭スル労働者ガ五人以上ナルトキハ令第十二條第一項ノ規定ニ依リ箇々ノ労働者ニ付基本給若ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シ又ハ變更シタル基本給若ハ賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルニ付地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱、所在地及昇給セシメントスル労働者毎ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 氏名、男女ノ別及年齢
二 現在ノ基本給又ハ賃金基準及之ニ依リ賃金ヲ受ケタル期間

三 昇給セシムベキ年月日
四 昇給ノ程度

五 其ノ他参考トナルベキ事項
第十條 令第十三條第一項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告スル昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地
二 昇給期ノ定アルモノニ付テハ其ノ定

三 昇給ニ必要ナル期間
四 昇給セシムベキ基本給又ハ賃金基準ニ付一回ノ昇給ノ最高及標準ノ額若ハ率

五 昇給ニ必要ナル條件ノ定アルトキハ其ノ條件
六 前三號ノ事項ニ付男女別、年齢別、職業別又ハ賃金等級別等ニ定アルトキハ其ノ定

七 其ノ他参考トナルベキ事項
第十一條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ昇給内規ノ報告ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ

同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ労働者ヲ雇傭スルニ至リタルトキハ令第十三條第一項ノ規定ニ依リ報告ハ其ノ五十人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ労働者ヲ雇傭スル雇傭主ハ賃金簿ヲ作成シ各労働者ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ但シ日雇入レラルル労働者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 賃金簿初日ノ定アルトキハ其ノ賃金簿初日ナキトキハ毎月ノ金給與タル賃金ノ總額及其ノ内訳

二 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部分ノ金額以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及數量

三 工場又ハ鑛山ニ在リテハ前二號ニ掲グルモノノ外毎就業日ニ於ケル就業時間
四 賃金簿ニ依リ賃金支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ毎月支拂ヒタル賃金ニ付従式第二號ノ計算表ヲ作成シ賃金簿ニ添付ス

第二十條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ
第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス

賃金統制令施行規則

(昭和十四年四月十日 厚生省令第五號)

第八條 當時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル事業主ハ従式第一號ニ依リ毎月二十日迄ニ前月(賃金簿初日アル場合ニ於テハ前月ニ於ケル最終ノ賃金簿初日前一月間)ニ於ケル労働者ノ賃金ニ付地方長官ニ届出プベシ

第九條 令第八條ノ規定ニ依リ雇傭主ハ従式第二號ニ依リ

改正貨金統制令解説

昭和十五年十一月廿三日印刷
昭和十五年十二月三日發行

昭和十五年十一月廿三日印刷
昭和十五年十二月三日發行



改正貨金統制令解説

定價 金五拾錢

(送料多錢)

編輯者 廣島市大手町八丁目 大石壽米

發行所 廣島市大手町八丁目一七四 大石壽米

不許
複製

發行所 廣島市大手町八丁目一七四
廣島勞務研究所
電話廣島三五二五六番

409
263

